

1 第二次再犯防止推進計画（国）の概要

第二次再犯防止推進計画（概要）

資料1-3

計画期間：令和5年度から令和9年度

II 今後取り組み組んでいく施策

7つの重点課題とその具体的施策

- 就労・住居の確保**
  - 就労の確保
    - 拘禁刑施設や社会復帰後の自立・就労を見据えた受刑者の特性に応じた刑務作業の実施
    - 雇用ニーズに応じた職業訓練種目の整理
    - 寄り添い型の支援による職場定着支援及び離職後の再就職支援、多様な協力雇用主の開拓及びその支援の充実
  - 住居の確保
    - 更生保護施設等が地域社会での自立生活を促した処遇（福祉へのつなぎ、薬物依存回復支援、通所・訪問支援等）を行うための体制整備
    - 地域社会における定住先の確保に向けた居住支援法人との連携強化、満期釈放者等への支援情報の提供
- 保健医療・福祉サービスの利用の促進**
  - 高齢者又は障害のある者等への支援
    - 福祉的支援のニーズの適切な把握と動機付けの強化
    - 刑事司法関係保機関、更生保護施設、地域生活定着支援センター、地方公共団体等の多機関連携の強化
    - 被疑者等段階からの生活環境の調整等の効果的な入居支援の実施
  - 薬物依存の問題を抱える者への支援
    - 矯正施設及び保護観察所における一貫した専門的プログラムの実施
    - 更生保護施設等の受入れ・処遇機能の充実、自助グループ等の民間団体との連携強化
    - 増加する大麻事犯に対応した処遇の充実
- 学校等と連携した修学支援**
  - 矯正施設と学校との連携による円滑な学びの継続に向けた取組の充実
    - ▶ 民間の学力試験の活用や高卒認定試験指導におけるICTの活用等の推進、在院中の通信制高校への入学
  - 学校や地域社会における修学支援の充実、地域における非行の未然防止
- 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導**
  - 拘禁刑施設の趣旨を踏まえた改善指導プログラムの充実、犯罪被害者等の心情を考慮した処遇の充実
  - 若年受刑者に対する少年院のノウハウや設備等を活用した指導、特定少年に成年としての自覚・責任を喚起する指導
  - 性犯罪やストーカー・DV加害者、女性等の特性に応じた指導等の充実
- 民間協力者の活動の促進**
  - 持続可能な保護司制度の確立とその他の保護司に対する支援
    - ▶ 保護司の活動環境等についての検討・試行、保護司活動のデジタル化の推進
  - 地域の民間協力者（NPO法人、自助グループ、弁護士等）の積極的な開拓及び一層の連携
  - 民間事業者のノウハウ等を活用した再犯防止活動の促進
- 地域による包摂の推進**
  - 国・都道府県・市区町村の役割の明確化
  - 地方公共団体の取組への支援
    - ▶ 地方公共団体による再犯防止の推進に向けた取組の促進、地方公共団体への情報・知見の提供
    - 地域における支援の連携強化
    - ▶ 保護観察所、法務少年支援センター（少年鑑別所）における地域援助の推進、更生保護地域連携拠点事業の充実
    - ▶ 相談できる場所の充実
    - ▶ 保護観察所に対する刑執行終了者に対する援助の充実、更生保護施設による訪問支援事業の拡充
- 再犯防止に向けた基盤の整備**
  - 矯正行政・更生保護行政のデジタル化とデータ活用による処遇等の充実、情報連携と再犯防止施策の効果検証の充実、人的・物的体制の整備

7つの成果指標を設定し、本計画に基づく具体的施策の実施状況・効果について適切にフォローアップ

① 除害者中の再犯者数及び再入率  
② 新受刑者中の再入者又は刑の執行終了歴のある者の数及び割合  
③ 出所受刑者の2年以内再入者数及び再入率  
④ 主な罪名、特性別3年以内再入率  
⑤ 出所受刑者の3年以内再入者数及び再入率  
⑥ 主な罪名、特性別3年以内再入率  
⑦ 保護観察付（全部）執行終了者及び保護観察処分少年の再犯者数及び再犯率

I 第二次再犯防止推進計画策定の目的

第二次再犯防止推進計画策定の経緯

再犯の現状と再犯防止対策の重要性

認知件数は継続減少を更新  
再犯者率は上昇傾向

- 平成28年12月 「再犯防止推進法」公布・施行
- 平成29年12月 「再犯防止推進計画」閣議決定
- ▶ 7つの重点課題について、国・地方公共団体・民間協力者等が連携した取組を推進

第一次再犯防止推進計画に基づく取組

- 過期釈放者対策の充実強化
  - ▶ 矯正施設在在所中の生活環境の調整の強化
  - ▶ 更生保護施設による訪問支援事業の開始（R3.10～）
- 地域再犯防止推進モデル事業Jの実施（H30～R2）
  - ▶ 地域再犯防止推進モデル事業Jの策定（402団体で策定済み（R4.10.1））
  - ▶ 地方再犯防止推進計画の策定（402団体で策定済み（R4.10.1））
- 民間協力者の活動の促進
  - ▶ 民間資金の活用などによる草の根の支援活動の広がり

出所受刑者の2年以内再入率の推移

数値目標：「2年以内再入率を令和3年（令和2年出所者）までに16%以下にする」

目標達成

① 犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた“息の長い”支援を実現すること。

② 就労や住居の確保のための支援をより一層強化することに加え、犯罪をした者等への支援の実効性を高めるための相談拠点及び民間協力者を含めた地域との連携（ネットワーク）拠点を構築すること。

③ 国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を促進するとともに、国・地方公共団体・民間協力者等の連携を更に強固にすること。

## 2 再犯の防止等の推進に関する法律（概要）

### 1. 目的（第1条）

国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする

### 2. 定義（第2条）

- 1 犯罪をした者等 犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者
- 2 再犯の防止等 犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）

### 3. 基本理念（第3条）

- 1 犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保できない等のため、社会復帰が困難なことを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する
- 2 犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に収容されている間のみならず、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする
- 3 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である
- 4 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる

### 4. 国等の責務（第4条）

- 1 国は、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定・実施する責務
- 2 地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務

### 5. 連携、情報の提供等（第5条）

- 1 国及び地方公共団体の相互の連携
- 2 国及び地方公共団体と民間団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保
- 3 国及び地方公共団体から民間団体その他の関係者への情報提供
- 4 民間の団体その他の関係者は、犯罪をした者等の個人情報適切に取り扱う義務

### 6. 再犯防止啓発月間（第6条）

国民の関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間（7月）を設ける

## 7. 再犯防止推進計画（第7条）

- 1 政府は、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(再犯防止推進計画)を策定(閣議決定)
- 2 再犯防止推進計画において定める事項
  - (1) 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
  - (2) 再犯の防止等に向けた教育・職業訓練の充実に関する事項
  - (3) 犯罪をした者等の社会における職業・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
  - (4) 矯正施設における収容・処遇、保護観察に関する体制の整備等に関する事項
  - (5) その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、関係大臣と協議して、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議請議
- 4 少なくとも5年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要に応じ変更

## 8. 地方再犯防止推進計画（第8条）

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定める努力義務

## 9. 法制上の措置等（第9条）

政府は、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずる

## 10. 年次報告（第10条）

政府は、毎年、政府が講じた施策について、国会に報告

## 11. 基本的施策

### 【国の施策】

#### 再犯防止に向けた教育・職業訓練の充実等

- 1 特性に応じた指導及び支援等 (第11条)
- 2 就労の支援 (第12条)
- 3 非行少年等に対する支援 (第13条)

#### 再犯防止推進の人的・物的基盤の整備

- 8 関係機関における体制の整備等 (第18条)
- 9 再犯防止関係施設の整備 (第19条)

#### 社会における職業・住居の確保等

- 4 就業の機会の確保等 (第14条)
- 5 住居の確保等 (第15条)
- 6 更生保護施設に対する援助 (第16条)
- 7 保健医療サービス及び福祉サービスの提供 (第17条)

#### 再犯防止施策推進に関する重要事項

- 10 情報の共有、検証、調査研究の推進等 (第20条)
- 11 社会内における適切な指導及び支援 (第21条)
- 12 国民の理解の増進及び表彰 (第22条)
- 13 民間の団体等に対する援助 (第23条)

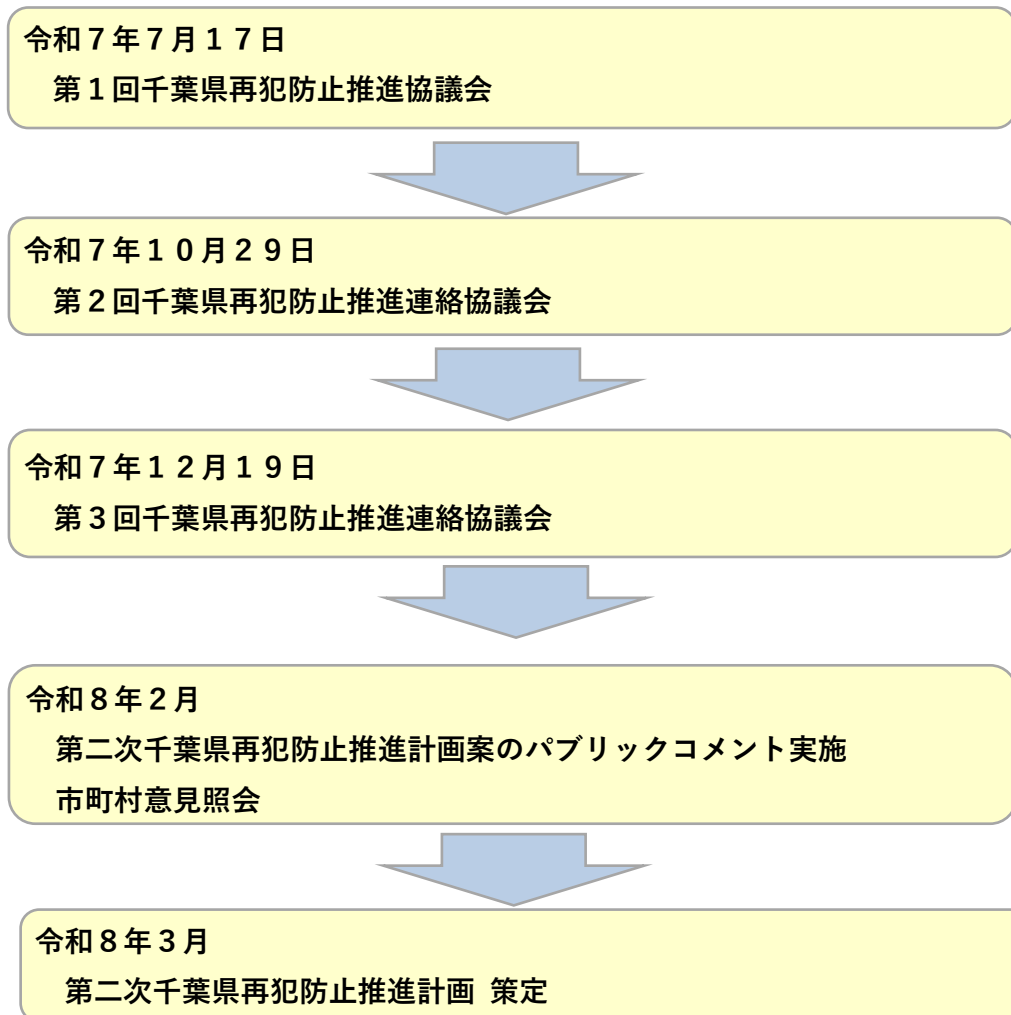
### 【地方公共団体の施策】（第24条）

国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、上記の施策を講ずる努力義務

## 12. 施行期日等（附則）

- 1 公布の日から施行
- 2 国は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする

### 3 千葉県第二次再犯防止推進計画の策定経緯



# 千葉県再犯防止推進連絡協議会 設置要綱

令和5年9月28日制定

## (設置)

第1条 再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）に基づく地方再犯防止推進計画を推進するため、千葉県再犯防止推進連絡協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

なお、協議会は、地方自治法第138条の4第3項の規定による附属機関の性質を有しない。

## (所掌事務)

第2条 協議会は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 千葉県再犯防止推進計画の推進に関すること
- (2) その他再犯防止等の推進に関すること

## (組織)

第3条 協議会は、委員長及び委員をもって、組織する。

## (委員長)

第4条 委員長は、委員の互選により選任することとする。

- 2 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、当該委員長が委員のうちからあらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

## (委員)

第5条 委員は、別表の関係機関等が選任する者をもって充てる。ただし、学識経験者については、千葉県健康福祉部健康福祉指導課長が選任することとする。

- 2 前項の委員に事故があるときは、当該委員の指名した者が、その職務を代理することができる。
- 3 委員の任期は、選任の日から、計画の期間終了年度の末日までとする。

## (協議会)

第6条 協議会は、千葉県健康福祉部健康福祉指導課長が委員を招集し、開催する。

- 2 千葉県健康福祉部健康福祉指導課長は、必要に応じて関係者に出席を求め、意見及び説明を聴くことができる。

## (報酬等)

第7条 委員が協議会に出席した場合は、行政機関から選任された委員を除き、県の規定により報酬及び旅費を支給する。前条第2項の規定による出席者も同様とする。

## (庶務)

第8条 協議会の庶務は、千葉県健康福祉部健康福祉指導課において処理する。

(守秘義務)

第9条 構成員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、県が別に定める。

附 則 この要綱は、令和5年9月28日から施行する。

附 則 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別 表

種別	関係機関・団体等の名称
学識経験者	
更生保護団体	更生保護施設（更生保護法人千葉県婦性会）
	自立準備ホーム
	千葉県保護司会連合会
	千葉県更生保護女性連盟
相談・支援機関	公益社団法人千葉県医師会
	千葉県弁護士会
	千葉県中核地域生活支援センター連絡協議会
	千葉県地域生活定着支援センター
	認定特定非営利活動法人千葉県就労支援事業者機構
	一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会
行政機関	法務省関東矯正管区更生支援企画課
	法務省千葉保護観察所
	千葉地方検察庁
	千葉県警察本部生活安全部生活安全総務課
	千葉市保健福祉局健康福祉部地域福祉課

## 第二次千葉県再犯防止推進計画

～誰もが暮らしやすい千葉県づくり～

発行年月 令和8年3月

編集発行 千葉県健康福祉部健康福祉指導課

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

電話 043-223-4717

F A X 043-222-6294